

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年3月18日（平成27年（行個）諮問第46号及び同第47号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（行個）答申第162号及び同第163号）

事件名：本人に対する特定職員の発言に係る記録の不開示決定（不存在）に関する件
本人に対する特定職員の発言に係る記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び別紙の2に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が平成26年12月3日付け埼玉労働局個開第26-148号及び第26-149号により行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、全部開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（平成27年（行個）諮問第46号及び同第47号）

全部開示を求める。

（中略）

特定職員A及び特定職員Bが、口頭で私に言った事が開示できないというのは、私には到底理解不可能。

個人情報の話をおいていたとしても言える事だが、私が大事だと思って主張している事等及び特定職員A、特定職員Bが、私に話した事等が特定監督署及び労働局監督課において行政文書が残っていない、これらが話したことになっていない事、自体がおかしすぎる。

行政文書として残してほしいと強く感じるし、残してくれなければおかしすぎるとも強く感じるし、なぜ残していないのか？なぜ話した事実がないのか？無い事に仕立て上げているのか？根拠のない苦情に仕立て上げているのか？と色々疑問を感じ憤り等も強く感じる。

公務員として、まっとうな業務を果たしていないのでは？

隠ぺい工作か、なにかか？とも強く感じる。

何を残すかは私どもの自由と説明されているが、行政文書を残さない、監督官が言った事すら残していないという事実が、触れられると困る、闇に葬っていると強く感じていて、そのようにしか、私には受けとらえざるを得ない。

開示できない事を私に話したのか？という強い疑問も出る。

となればこれはこれで大問題のはず。

監督署にも指摘していることでもあり、私に対して録音があるじゃないですか？などと私は言われているが、そんなことは、話のすり替えであって、全く関係ない話である。

問題は、これらの言った言わない、話した話さないの事実確認を、監督課及びに監督署署長がいわゆる事実行為として把握していない事が問題である（私は双方に対して何度も、これを話したと言ってある全て無視された）。

私が大事だと思って主張した事等のみならず、監督官が私に話した事が、存在していない、なかった事にされている事自体が大問題である。

実際に労働局特定職員Cに対して、おかしい所デタラメ極まりない所と言う話の一つとして、話をしている部分でもある。

さらには、特定職員Cに、労働局監督課への報告という業務を、特定職員Aに果すよう指示するよう頼んだのだが、にもかかわらず、このような結果だった（特定職員Aにも報告するよう私が、直接言ってあり、これら話した事についても監督官は否定していなかったのだが・・・）。

なぜこのような結果なのか憤り等がこみ上げてくる。

この特定職員Cも私の話を聞いているのか現在不信を感じてきている所でもある。

全部未開示の理由についてだが、存在していないものと特定監督署及び労働局監督課は、把握しているらしいが、期限の30日をギリギリまで使って全部未開示などと書面で言うてくるのも、おかしいと強く感じる。ないと思っているなら存在していないと思っているなら、すぐ書面送付で無い、存在していないと言ってくれればいいのだが？

言い訳づくり、アリバイ工作の時間稼ぎなのだろうか？

ちゃんちゃらおかしすぎると自然に強く感じてしまう。

さらに、これには局長の印まで押してある。

局長までが、事実としてあった事が存在していないなどと把握しているのかと思うと実際さらに憤り等がこみ上げてくる。

また、私が行った別の保有個人情報開示請求ではあるが、特定月日 a と特定月日 b 行政文書が存在していて 148 号、149 号で請求した一部ではあるが、事実として私に書面送付で開示されている。

存在しているのに、存在しない為とはどういう意味なのか？全くもって意味不明で理解不可能。この話は直接労働局及び監督署にした為、すでに言い訳をされています。

理由がおかしすぎる。だぶってもいいから一部を送付すべき話であったはず。

私としては、この状況に対して強い憤りを感じていて、強い不満を感じている。監督署、労働局から理不尽な扱いを受けたと強く感じている。

また、切実になやまされていることでもある。

上記のような状況下において開示されないという結果は私には到底理解できない為、審査請求させてもらいます。

(後略)

(2) 意見書 1 (平成 27 年 (行個) 諮問第 46 号及び同第 47 号)

まず、一番言いたい事はこれらの保有個人情報開示請求は、私の持っている録音と照らし合わせ、聞き比べをし、事実として有った事のみを、私は開示請求している。

事実として有った事がなぜ、行政文書として保管及び記録していないのか実に不可解極まりないのが現在の実情であり理解納得は私には到底不可能である。

(中略)

そもそも行政文書に、実際に有った事実が存在していないのであるから。未開示状態。

私の個人情報が適正に扱われていないのである。違ったものにされているのである。

何を行政文書として残すかその職員の自由？というのを聞いたことがあるが、隠ぺいする自由、無かった事にする自由、歪曲する自由、捏造する自由は絶対ないはずである。

(中略)

根拠一例→会社の安衛法違反について、法律にどうかといえば使用限界を下回れば違反と特定月日 a 特定職員 A は発言していたにもかかわらず違反をとっていないのが現状であり開示もされていない。

(中略)

根拠一例→特定月日 b 等の件で、以前から死傷病報告書については違反と言うのを何度も特定職員 A から私は確認している。後は会社に渡す

だけですと発言されたり，それに対し私は早く渡すようお願い等もした。その他幾度もこのようなやり取りがあった。全て開示されていない。是正勧告書を開示できないとは，別の話であり，このやり取りの一切が開示されておらず，ありのままを開示していない。同じ特定月日 b 特定職員 A から労災隠しは今その，違反かどうかは伝えちゃってるんで違反ですけど及び特定職員 B から死傷病報告書の件はお伝えした。このように特定月日 b 発言されたのだが，これ自体も開示されていない。ありのままの事実が開示されていない。到底許せるはずもない。

先日の書面でも出したが，行政文書を残していない＝話した事実がない。少なくとも他人が行政文書を見た場合このようになる。それではあまりにも私は困るし許せるはずもなく異議を述べている。理不尽極まりないとさえ痛感している。

(中略)

私が嘘をつかれ欺かされ侮辱されたのは特定職員 A 及び特定監督署である。

何度も言います。ありのまま有った事実を開示してください。

それ以上でもそれ以下でもありません。

事実として有った事だけれども行政文書がないというのは，おかしすぎます。

事実の歪曲，捏造，改ざん，すり替え，隠ぺい工作等以外の何物でもありません。

保有個人情報の取扱いを誤っています。

(中略)

諮問庁の考えで，未開示とした理由に毎度記載されているのだが，監督業務，監督事務に支障をきたす為とあるが，人の話を聞いているのか？実に不可解で大いに疑問である。まるで雲に包まれたかのような感覚である。事実確認をしなさいと強く言わせてもらう。

既に支障をきたしていて，やりたい放題隠ぺい工作，捏造工作の真っ最中というのが現状であろう。真実であろう。

全ての開示されたものに言える事だが，私は確かに説明を受けている。しかしながら，論破された覚えは一つも，一切なく，むしろ反論や様々な問題提起，具体的な指摘，苦情を説明された後，私はしているのが事実である。これが真実である。

説明後審査請求人は～と主張していた，～と言っていた等で全て行政文書は終らなければおかしいはずである。私の告訴告発に対する妨害活動，隠ぺい工作，様々な工作活動，時系列の改ざんと言っても決して過言ではないであろう。事実ではない，真実ではないのだから。

本来であれば，私の会社の法違反についての告訴告発に対し監督署は

協力的でなければおかしいと思うのだが、非協力的で電話を切られる始末である。

(後略)

(3) 意見書 2, 3 及び 4 (平成 27 年 (行個) 諮問第 46 号及び同第 47 号)

審査請求人から、平成 27 年 4 月 20 日、5 月 7 日及び同月 18 日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは差し支えがないが、当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当ではない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書 1 (平成 27 年 (行個) 諮問第 46 号)

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者(以下、第 3 において「請求者」という。)が平成 26 年 1 月 4 日付け(同月 5 日受付)で行った別紙の 1 の開示請求に対し、処分庁が平成 26 年 1 月 23 日付け埼玉労働局個開第 26-148 号により行った不開示決定(原処分)を不服として、平成 26 年 1 月 15 日付け(同月 18 日受付)をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法 18 条 2 項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報 1 の存否について

本件対象保有個人情報 1 は、平成 26 年特定月日 a に請求者が特定労働基準監督署に出向き、同署の担当者から労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)の作業前点検違反等に係る説明等を受けたとすることで、担当者が、「△マークの頂点が削れているくらい薄くなっているくらい」、「交換推奨と使用限界とがある」等と発言したとすることについての記録になるが、当該記録を記載した行政文書は作成されていないことが確認されたことから、これを保有していないため、法 18 条 2 項の規定に基づき、不開示とした。

諮問に当たり、埼玉労働局を通じて特定労働基準監督署の担当者を確認したところ、請求者が平成 26 年特定月日 a に来署した際、担当者が対応したことは事実であるが、請求者と担当者とのやり取りの記録において、請求のあった特定の発言内容に係る記録が存在しておらず、本件対象保有個人情報 1 を保有していないことが確認できたことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 請求者の主張に対する反論について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「監督官が請求人に話した事が、存在していない、なかった事にされている事事態が大問題である」等と主張している。

しかしながら、上記アで述べたとおり、本件対象保有個人情報1を保有していないため、請求者の主張は、本件対象保有個人情報1の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由説明書2（平成27年（行個）諮問第47号）

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（請求者）が平成26年11月4日付け（同月5日受付）で行った別紙の2の開示請求に対し、処分庁が平成26年12月3日付け埼玉労働局個開第26-149号により行った不開示決定（原処分）を不服として、平成26年12月15日付け（同月18日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

上記1（2）と同旨

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報2の存否について

本件対象保有個人情報2は、平成26年特定月日bに請求者が特定労働基準監督署に出向き、同署の特定職員Aから労働安全衛生法の違反等に係る説明等を受けたとする中で、「死傷病報告を出していない、労災隠しの疑い大だ」（請求者）、「労災隠しではない、それはたぶん前に話した」（特定職員A）等と発言したとすることについての記録になるが、当該記録を記載した行政文書は作成されていないことが確認されたことから、これを保有していないため、法18条2項の規定に基づき、不開示とした。

諮問に当たり、埼玉労働局を通じて特定労働基準監督署の特定職員A及び特定職員Bに確認したところ、請求者が平成26年特定月日bに来署した際に、両職員が対応したことは事実であるが、請求者と両職員とのやり取りの記録において、請求のあった特定の発言内容に係る記録が存在しておらず、本件対象保有個人情報2を保有していないことが確認できたことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 請求者の主張に対する反論について

上記1（3）イと同旨

(4) 結論

上記1(4)と同旨

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成27年(行個)諮問第46号及び同第47号を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月18日 諮問の受理(平成27年(行個)諮問第46号及び同第47号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を收受(同上)
- ③ 同年4月10日 審査請求人から意見書1を收受(同上)
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書2を收受(同上)
- ⑤ 同年5月7日 審査請求人から意見書3を收受(同上)
- ⑥ 同月18日 審査請求人から意見書4を收受(同上)
- ⑦ 平成28年8月2日 審議(同上)
- ⑧ 平成29年1月19日 平成27年(行個)諮問第46号及び同第47号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、①平成26年特定月日aに審査請求人が特定労働基準監督署に出向き、同署の特定職員Aから労働安全衛生法の作業前点検違反等に係る説明等を受けたとする中で、特定職員Aが、「△マークの頂点が削れているくらい薄くなっているくらい」、「交換推奨と使用限界とがある」等と発言したとすることについての記録及び②同年特定月日bに審査請求人が特定労働基準監督署に出向き、同署の特定職員Aから労働安全衛生法の違反等に係る説明等を受けたとする中で、「死傷病報告を出していない、労災隠しの疑い大だ」(審査請求人)、「労災隠しではない、それはたぶん前に話した」(特定職員A)等と発言したとすることについての記録に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、全部開示を求めるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 審査請求人が開示を求める保有個人情報について

諮問書に添付された各保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」欄には、それぞれ「下記に特定して個人情報の開示を請求します 下記以外の特定したもの以外は、ありません」と記載されており、その下記とは、それぞれ①特定職員Aが、「△マークの頂点が削れているくらい薄くなっているくらい」、「交換推奨と使用限界とがある」等の発言

内容（別紙の１）及び②「死傷病報告を出していない，労災隠しの疑い大だ」（審査請求人），「労災隠しではない，それはたぶん前に話した」（特定職員Ａ）等の発言内容（別紙の２）であることが認められる。また，意見書１（上記第２の（２））には，「これらの保有個人情報開示請求は，私の持っている録音と照らし合わせ，聞き比べをし，事実として有った事のみを，私は開示請求している。」と記載されていることから，審査請求人が開示を求める保有個人情報は，平成２６年特定月日 a 及び同年特定月日 b における特定労働基準監督署の特定職員Ａ又は特定職員Ｂと審査請求人の発言内容のうち，保有個人情報開示請求書の「１ 開示を請求する保有個人情報」欄に下記として記載されている部分（別紙の１及び別紙の２のやり取りの部分）であると解される。

3 本件対象保有個人情報の保有の有無について

（１）本件対象保有個人情報１

諮問庁は，理由説明書１（上記第３の１（３）ア）において，諮問に当たり，埼玉労働局を通じて特定労働基準監督署の担当者に確認したところ，審査請求人が平成２６年特定月日 a に来署した際，特定職員Ａが対応したことは事実であるが，審査請求人と特定職員Ａとのやり取りの記録において，請求のあった特定の発言内容に係る記録が存在しておらず，本件対象保有個人情報１を保有していないことが確認できた旨説明する。

当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，審査請求人と特定職員Ａとのやり取りの記録について確認させたところ，当該記録とは，審査請求人が，勤務していた特定事業場について，労働安全衛生法等の法令違反があるとして特定労働基準監督署に申告した事案の処理状況及びその経過が記載された文書（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）であるとのことであり，申告者とのやり取りについては，申告処理台帳及び申告処理台帳続紙に記録することとされており，別途申告者とのやり取りの記録を作成することはないとのことであった。

そこで，当審査会において，諮問庁から，当該文書の提示を受けて確認したところ，当該文書には，平成２６年特定月日 a に，審査請求人が行った申告の内容等については記載されているが，本件保有個人情報開示請求書の「１ 開示を請求する保有個人情報」欄に下記として記載されている特定労働基準監督署の特定職員Ａと審査請求人の発言内容については記載されていないことが確認できる。また，審査請求人は，審査請求書（上記第２の２（１））において，「監督官が私に話した事が，存在していない，なかった事にされている事自体が大問題である」等と主張しているが，当該文書は，その体裁や内容を見ると，当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく，

担当者の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められることから、本件対象保有個人情報1を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、埼玉労働局において、本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象保有個人情報2

諮問庁は、理由説明書2（上記第3の2（3）ア）において、諮問に当たり、埼玉労働局を通じて特定労働基準監督署の担当者に確認したところ、審査請求人が平成26年特定月日bに来署した際、特定職員A及び特定職員Bが対応したことは事実であるが、審査請求人と両職員とのやり取りの記録において、請求のあった特定の発言内容に係る記録が存在しておらず、本件対象保有個人情報2を保有していないことが確認できた旨説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、審査請求人と特定職員A及び特定職員Bとのやり取りの記録について確認させたところ、当該記録とは、審査請求人が、勤務していた特定事業場について、労働安全衛生法等の法令違反があるとして特定労働基準監督署に申告した事案の処理状況及びその経過が記載された文書（申告処理台帳続紙）であるとのことであり、申告者とのやり取りについては、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙に記録することとされており、別途申告者とのやり取りの記録を作成することはないとのことであった。

そこで、当審査会において、諮問庁から、当該文書の提示を受けて確認したところ、当該文書には、平成26年特定月日bに、審査請求人が特定労働基準監督署の特定職員A及び特定職員Bに対して行った質問及びそれに対する回答内容等について記載されているものの、本件保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」欄に下記として記載されている特定労働基準監督署の特定職員A及び特定職員Bと審査請求人の発言内容については記載されていないことが確認できる。また、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、「監督官が私に話した事が、存在していない、なかった事にされている事自体が大問題である」等と主張しているが、当該文書は、その体裁や内容を見ると、当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当者の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められることから、本件対象保有個人情報2を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、埼玉労働局において、本件対象保有個人情報2を保有し

ているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、埼玉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 (諮問第46号)

26年特定月日a, 時間とガソリン代を使い私が山梨県特定市の自宅から特定監督署まで, はるばる出向いた際の事で, 特定職員Aから安全衛生法の作業前点検違反等にかかわる話及び説明を受けた事の中で, 下記に特定して個人情報の開示を請求します 下記以外の特定したもの以外は, いりません 紛らわしいので必ず送付しないでください (ここの欄は私が記入する事一切消さないこと)

下記の話, 説明は全て特定職員Aが私にたいして発言した事である。

- ・ △マークの頂点が削れているくらい薄くなっているくらい
- ・ 交換推奨と使用限界とがある
- ・ 今回の場合は, 交換推奨, 使用限界マークよりは問題ない状態ではありましたが
- ・ 本当にわずか両端にしかミゾが残っていない
- ・ 接地面のほとんどがミゾがないというのは安全かといわれれば安全ではない
- ・ 法律に違反するかどうかという話でいえば使用限界をしたまわれれば違反
- ・ 安全衛生法から離れた部分ではあるが現在労働契約法に安全配慮義務がある。これは違反がどうのとは関係ない

これらのタイヤ状態や違反等にかかわる話は私の知人も同席しており, 私の知人もしっかりと聞いている事で録音もしている事でもある。

この違反等についての話及び説明は, この日以外にも多々存在しており, 私が必要と感じれば, この請求とは別に開示請求させていただきます。

2 (諮問第47号)

26年特定月日b, 時間とガソリン代を使い私が山梨県特定市の自宅から特定監督署まで, はるばる出向いた際の事で, 特定職員Aから安全衛生法の違反等にかかわる話及び説明を受けた事の中で, 下記に特定して個人情報の開示を請求します 下記以外の特定したもの以外は, いりません 紛らわしいので必ず送付しないでください (ここの欄は私が記入する事一切消さないこと)

死傷病報告を出していない 労災隠しの疑い大だ (私)

労災隠しではない, それはたぶん前に話した (特定職員A)

それは勝手にそちらが思っただけかもしれない 本来であれば該当するかもしれない (私)

労災隠しは今その, 違反かどうかは伝えちゃってるんで違反ですけど (特定職員A)

ありがとうございます (私)

死傷病報告の件はお伝えした（特定職員 B）

これらの違反等にかかわる話及び説明は、特定職員 A の上司である特定職員 B 及び私の知人も同席しており、私の知人もしっかりと聞いている事で録音もしている事でもある。

この違反等についての話及び説明は、この日以外にも多々存在しており、私が必要と感じれば、この請求とは別に開示請求させていただきます。